

神戸市立工業高等専門学校編入学による入学者選抜規則

2023年4月1日

規則第147号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第20条に規定する編入学について必要な事項を定めることを目的とする。

(編入学の選抜)

第2条 編入学の許可は、能力及び適性において高等専門学校の教育を受けるにふさわしい資質を有する者を次に掲げる方法により選抜することにより行う。

- (1) 指定校からの受験生の選抜
- (2) 学力検査による選抜（以下「学力選抜」という。）
- (3) 推薦による選抜（以下「推薦選抜」という。）

(指定校制度)

第3条 前条第1号の選抜の基準は、別に定める。

(学力選抜)

第4条 学力選抜は、高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は卒業見込の者について、学力検査の成績、高等学校長又は中等教育学校長から提出された調査書（以下単に「調査書」という。）及び面接（口頭試問を含む。以下同じ。）の総合判定により行うものとする。

(推薦選抜)

第5条 推薦選抜は、一部又は全部の学科において行うものとする。

- 2 推薦選抜は、前条に定める者について同条に定める総合判定により行うものとするが、別に定める基準を満たす者については、学力検査の一部又は全部を免除し、調査書及び面接を重視した判定を行うものとする。

(合格者の決定)

第6条 前3条に規定する選抜による入学者の決定は、神戸市立工業高等専門学校入試委員会（以下「入試委員会」という。）の委員による合否判定会議に諮り、校長が行う。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。